

I R 関連協定等の骨子案の主な用語定義等

1. 主な用語の定義

- (1) 「液状化対策」とは、本件使用対象土地の地盤の液状化を回避するための地盤改良その他の措置（液状化が発生した場合の復旧工事等を含む。）をいう。
- (2) 「延長後長期構想」とは、本事業期間の延長期間に係る本件 IR 区域の整備に関する構想をいう。
- (3) 「延長時更新」とは、本実施協定第 88 条乃至第 94 条に基づき、府と SPC が本事業期間の延長について合意し、当初最終計画から延長後の最初の区域整備計画の国土交通大臣による認定の更新をいう。
- (4) 「延長用基本合意書」とは、本実施協定第 90 条に基づき、府、市及び SPC が、当初最終計画作成日までに締結する、本実施協定の変更、区域整備計画の作成、事業用定期借地権設定契約の内容その他の延長後の本事業期間に係る基本的事項の内容を定めた基本合意書をいう。
- (5) 「大阪市消費者物価指数（総合）変動率」とは、各改定検証日において市により計算される、前回の改定検証日（初回の改定検証日は、当初の区域認定日から4年を経過した日以降の直近の4月1日とする。）の直近において市により公表された大阪市消費者物価指数（総合）の数値とその次の改定検証日の直近において市により公表された大阪市消費者物価指数（総合）の数値との間の変動率をいう。
- (6) 「汚染対策計画」とは、本件使用対象土地における土壌汚染対策の範囲、方法、時期及び費用の見込み額を含む土壌汚染対策にかかる計画をいう。
- (7) 「改定検証日」とは、当初の区域認定日（同日を含まない。）以降、賃貸借期間の満了日（同日を含まない。）までに到来する5年ごとの各応当日をいう。
- (8) 「拡張方針決定期限」とは、府、市及び SPC が IR 区域拡張予定地の取扱いについて協議を行う期限をいい、本件 IR 施設の全部開業の行われる日から10年後の日をいう。なお、立地協定（立地市町村等）第 26 条第 1 項の定めにかかわらず、本件 IR 施設の部分開業を行う場合であっても、本件 IR 施設の全部開業の行われる日から起算するものとする。
- (9) 「建設汚泥」とは、建設工事（現場事務所等の設置等の準備工事を含む。）、地中障害物撤去工事及び液状化対策工事に係る掘削工事から生じる泥土（泥状の掘削物及び泥水）のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項に定める産業廃棄物に該当するものをいう。
- (10) 「建設及び整備の着工」とは、建設及び整備を開始するに当たって、以下①乃至⑤の全ての要件を充足している時点をいう。
 - ① 都市計画法に基づく開発許可の取得など、建設工事を開始するに当たり必要な許認可等の取得手続が完了していること
 - ② 建築確認申請に必要な設計図書の作成が完了し、建築確認済証を受領していること
 - ③ 建設工事請負契約が SPC と建設企業の間で締結され、契約書面の交付が完了していること
 - ④ 建設及び整備しようとする施設の工事に係る工事監理者が指定されていること
 - ⑤ 仮囲い、搬出入道路及び現場施設等の仮設工事が開始し、建設が継続していくと合理的かつ客観的に判断できる状態であること

- (11)「建設発生土」とは、建設工事（現場事務所等の設置等の準備工事を含む。）、地中障害物撤去工事及び液状化対策工事に伴い発生する土砂をいう。
- (12)「建設発生土等」とは、建設発生土及び建設汚泥をいう。
- (13)「公共インフラ整備」とは、新たな国際観光拠点の形成をめざして市が行う次の施策及び措置をいう。
- ①鉄道延伸部（南ルート〔北港テクノポート線〕）の整備に伴い建設予定の新駅駅前における駅前広場（交通広場）の整備
 - ②交通環境の改善
 - 夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、次のインフラ整備を行うこと。
 - (ア)鉄道延伸部（南ルート〔北港テクノポート線〕）の整備
 - (イ)外周道路の整備
 - (ウ)高架道路の整備
 - (エ)夢洲幹線道路、舞洲幹線道路、此花大橋及び夢舞大橋の改良
 - (オ)上水道（夢洲内及び周辺地域の配水管、加圧ポンプ場の増強等）の整備
 - (カ)下水道（夢洲内及び周辺地域の管渠、ポンプ場等施設の新増設）の整備
- (14)「公共インフラ整備等」とは、(i) 夢洲内で実施される催事、(ii) 公共インフラ整備並びに (iii) 設置運営事業並びに夢洲内で実施される催事及び公共インフラ整備に関し市以外が実施する電力・通信・ガス等の供給に係るインフラの整備を総称していう。
- (15)「更新申請議決」とは、IR 整備法第 10 条第 4 項が準用する同法第 9 条第 8 項に基づく府議会の議決をいう。
- (16)「更新申請付議」とは、本実施協定第 20 条第 6 項に基づき、府が府議会に対して、更新用区域整備計画を付議することをいう。
- (17)「更新申請前同意」とは、IR 整備法第 10 条第 4 項が準用する同法第 9 条第 9 項に基づく本件 IR 区域をその区域に含む市町村及び特別区の同意（当該同意について地方自治法第 96 条第 2 項の規定を適用する場合は、市会による議決を含む。）をいう。
- (18)「更新申請前同意付議」とは、市が市会に対して、更新申請前同意を付議することをいう。
- (19)「更新用区域整備計画」とは、本実施協定第 20 条第 2 項に基づく府の最終確認を得かつ府において作成する公共施策に係る事項が盛り込まれた更新申請用の区域整備計画の案をいう。
- (20)「更新用計画作成同意」とは、IR 整備法第 10 条第 4 項が準用する同法第 9 条第 6 項に基づく公安委員会又は立地市町村等の同意をいう。
- (21)「更新用計画作成同意付議」とは、市が市会に対して、更新用計画作成同意を付議することをいう。
- (22)「事業基本計画」とは、府が SPC と共同して、基本方針及び実施方針に即して作成する、IR 整備法第 9 条第 2 項第 4 号に規定する計画をいう（本実施協定第 17 条の規定に基づき変更された場合には当該変更後の計画を指すものとする。）。
- (23)「事業計画」とは、IR 整備法第 16 条第 1 項に規定する計画をいう。
- (24)「事業条件」とは、募集要項等に定められている、設置運営事業の実施において SPC が充足すべき条件をいう。
- (25)「事業条件書」とは、府及び市が 2020 年 1 月に作成した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 事業条件書」（その後の改定・修正を含む。）及びその附属書類（回答書等）をいう。
- (26)「市による特定条例等の変更」とは、設置運営事業又は SPC にのみ適用され、他には適用されない条例等（市が決定する条例又は政策等。以下同じ。）の変更（新たに制定す

る場合を含む。以下本号において同じ。)又は適用対象が設置運営事業又は SPC に事実上限定される状態が一定期間以上にわたり継続することとなる条例等の変更であって、設置運営事業に特別に若しくは典型的に影響を及ぼす又は設置運営事業者について不均衡な影響を及ぼす市が行う条例等の変更をいう。但し、IR 整備法第 4 条の地方公共団体の責務を果たすために合理的に必要なものその他本実施協定の締結時において行われることが合理的に見込まれる条例等の変更を除く。

- (27)「地盤沈下対策等」とは、本件使用対象土地の地盤沈下等を回避するための地盤改良その他の措置（地盤沈下等が発生した場合の復旧工事等を含む。）をいう。
- (28)「設置運営事業予定者」とは、設置運営事業を行おうとする民間事業者として、IR 整備法第 8 条第 1 項に基づき、府及び市が公募により選定した者であるオリックス株式会社及び MGM Resorts International を総称していう。
- (29)「設置運営事業予定者等」とは、設置運営事業予定者、MGM Japan Indirect Holdco I, LLC、MGM Japan Indirect Holdco II, LLC、MGM Japan Holdco LP 及び合同会社日本 MGM リゾーツを総称していう。
- (30)「損害等」とは、全ての損失、損害、費用、債務及び経費（合理的な弁護士費用を含むがこれに限らない。なお、疑義を避けるため、第三者からの請求又は法的な訴えに起因する全ての費用を包含するものとする。）をいう。
- (31)「地中障害物」とは、本件使用対象土地において当初の区域認定日に存在する本件 IR 施設の建設及び整備に支障となる揚水井、観測台及び表面沈下板（但し、沈下計測を継続しているものを除く。）のうち特定地中埋設物に該当しないものをいう。
- (32)「地中障害物撤去等負担額」とは、立地協定（土地所有者）第 7 条の 4 第 5 項において定義される意味を有する。
- (33)「撤去等」とは、試掘等による位置特定、撤去及び処分並びに掘削孔の埋戻処理等を総称していう。
- (34)「撤去等計画」とは、本件使用対象土地における地中障害物の撤去等の範囲、方法、時期及び費用の見込み額を含む撤去等工事にかかる計画をいう。
- (35)「撤去等工事」とは、本件使用対象土地における地中障害物の撤去等にかかる工事をいう。
- (36)「当初最終計画」とは、2053 年 4 月 14 日から 2058 年 4 月 13 日の期間に係る更新用区域整備計画をいう。
- (37)「特定地中埋設物」とは、本件使用対象土地において、募集要項等又は事業用定期借地権設定契約からは通常想定し得ない地中埋設物をいう（但し、直径が縦・横いずれも 1 メートル以上のコンクリート塊その他これと同等の構造・規模・強度等を有するもの（除去工事等に要する費用が勘案されるものとする。）に限るものとする。）。)
- (38)「土壌汚染」とは、土壌汚染対策法に定める指定基準を超過した土壌の特定有害物質による汚染をいう。
- (39)「土壌汚染対策」とは、土壌汚染について、土壌汚染対策法等の法令等に基づいて実施される各種の対策をいう。
- (40)「土壌汚染対策法」とは、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）をいう。
- (41)「認定区域整備計画」とは、IR 整備法第 9 条第 11 項に基づき、府が SPC と共同して、基本方針及び実施方針に即して作成し、国土交通大臣の認定を受けた、本件 IR 区域の整備に関する計画をいう（本実施協定第 20 条及び IR 関係法令等の規定に基づき更新された場合には当該更新後の計画を、本実施協定第 18 条及び IR 関係法令等の規定に基づき変更された場合には当該変更後の計画を指すものとする。）。)

- (42) 「不可抗力」とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、府及び SPC のいずれにもその責めに帰すことのできない事由（府又は SPC のいずれにも合理的に予見し得ず、又は合理的に予見できてもその損失、損害、又は障害発生防止手段を合理的に期待できないような事由に限る。）をいう。なお、不可抗力の具体例としては次のとおり。
- ① 天災
地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、台風、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨又は土砂崩壊等
 - ② 人為的事象
戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾又は暴動等（府、市又は SPC 若しくは設置運営事業予定者等のいずれの事情にも起因しないゼネラル・ストライキを含む。）
 - ③ その他
疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。）、電気・通信・各種決済システムの不通・障害、放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、火災、類焼又は類壊等
- (43) 「不可抗力等」とは、不可抗力、貸出不能事由（天災・戦争・テロ攻撃の勃発、電気・通信・各種決済システムの不通・障害、東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行ない得ない事由のうち、これにより金融機関による SPC に対する貸付実行が不可能となったと当該金融機関が合理的に判断するものをいう。）、並びに、本事業関連施設の建設及び整備の着工又は本件 IR 施設の開業について本事業日程からの遅れ又は重大な追加コストを生じさせることが合理的に見込まれる本件土地等（本号においては、IR 区域拡張予定地（本実施協定に従い本件拡張予定施設又は本件拡張予定地整備施設が建設及び整備される場合に限る。）を含む。）の瑕疵（土壌汚染、地中障害物の存在を含むがこれに限られない。）であって府及び SPC のいずれにもその責を帰すことのできないものをいう。
- (44) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導、ガイドラインその他の公的機関の定める判断・措置等、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断をいう。
- (45) 「募集要項」とは、府及び市が 2019 年 12 月 24 日付けで公表した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業募集要項」をいう。
- (46) 「募集要項等」とは、募集要項（各種契約案を含まない。）、事業条件書、モニタリング基本計画（案）、関連資料集、設置運営事業予定者選定基準、様式集及び記載要領、参考資料集並びに、これらの書類に関する補足資料、府又は市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表した質問回答書、及びそれらの書類・資料等に関して府又は市が発出した書類であって府が SPC に対して募集要項等を含めるものとして通知した文書（いずれも修正があった場合は修正後の記述による。）を総称していう。
- (47) 「本件各整備計画」とは、事業計画、事業基本計画、認定区域整備計画及び長期構想を総称していう。
- (48) 「本件拡張予定施設」とは、本実施協定第 61 条又は同第 61 条の 2 に基づき本件 IR 区域上に建設及び整備される施設をいう。
- (49) 「本件拡張予定地整備施設」とは、本実施協定第 61 条の 4 に基づき、IR 区域拡張予定地上に IR 区域拡張予定地整備計画に従い建設及び整備される施設をいう。
- (50) 「本件基礎杭」とは、第一天満層又は第二天満層を支持層とする既製コンクリート杭及び外殻鋼管付コンクリート杭（載荷試験のために設置した試験杭を含む。）及び場所打

ち杭をいう（但し、大阪湾最低潮位から6メートルの高さ以深に存在する部分に限られる。）。

- (51) 「本件基礎杭等」とは、本件基礎杭及び本件地中仮設構造物を総称していう。
- (52) 「本件工事」とは、SPCが実施する本事業関連施設、本件拡張予定施設及び本件拡張予定地整備施設の建設及び整備に係る工事をいう。
- (53) 「本件債務負担行為」とは、①本件土地課題対策のために2023年3月開催の市会の議決を経て、市が市の予算として定めた大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業、限度額を78,800,000千円及び期間を2024年度から2033年度までを内容とする債務負担行為をいい、②本件IR施設の全部開業後に、本件使用対象土地において本件IR施設の新たな建設・整備又は拡張整備を行う場合に必要となる本件土地課題対策のために、市会の議決を経て、市が市の予算として債務負担行為を定めた場合は、当該債務負担行為をいう。なお、本件債務負担行為のうち①の債務負担行為を「本件債務負担行為（開業前）」といい、②の債務負担行為を「本件債務負担行為（開業後）」という。
- (54) 「本件使用対象土地」とは、本件IR区域のうち、立地協定（土地所有者）並びに別途市及びSPCとの間で締結される事業用定期借地権設定契約その他の合意に従い、市がSPCに使用させる本件土地及びIR区域拡張予定地（本件IR区域の一部として追加された場合に限る。）を総称していう。
- (55) 「本件土地」とは、本件IR施設の敷地として市からSPCに賃貸される後記2「大阪・夢洲地区（平面図）」記載の土地をいう。
- (56) 「本件土地課題対策」（注：事業用定期借地権設定契約書）とは、SPCが、第13条の2、第13条の3及び第13条の4の規定に基づき、本件IR施設の建設及び整備に当たり実施する、本件土地に係る建設発生土等の処理（但し、土壌汚染の存在に起因して、通常の処理とは異なる対応が必要となる部分に限る。）、地中障害物の撤去、土壌汚染対策及び液状化対策をいう。
- (57) 「本件土地課題対策」（注：実施協定、立地協定（立地市町村等）、立地協定（土地所有者））とは、SPCが、立地協定（土地所有者）第7条の2乃至第7条の5の規定に基づき、本件IR施設の建設及び整備に当たり実施する、本件使用対象土地に係る建設発生土等の処理（但し、土壌汚染の存在に起因して、通常の処理とは異なる対応が必要となる部分に限る。）、地中障害物の撤去、土壌汚染対策及び液状化対策をいう。
- (58) 「本件土地課題対策費用」（注：事業用定期借地権設定契約書）とは、SPCが本件土地課題対策を実施するために要する費用のうち、第13条の2、第13条の3、第13条の4及び第13条の5の規定に基づき市が負担する費用をいう。
- (59) 「本件土地課題対策費用」（注：実施協定、立地協定（立地市町村等）、立地協定（土地所有者））とは、SPCが本件土地課題対策を実施するために要する費用のうち、立地協定（土地所有者）第7条の2乃至第7条の5の規定に基づき市が負担する費用をいう。
- (60) 「本件土地等」とは、本件土地及び本件臨港緑地を総称していう。
- (61) 「本件地中仮設構造物」とは、本件IR施設の建設及び整備のために設置した次の地中仮設構造物をいう。
 - ① ソイルセメント壁
ソイルセメント壁工法により構築された地中連続壁（但し、大阪湾最低潮位から10.5メートルの高さ以深に存在する部分に限るものとし、本件IR施設と近接し、本件IR施設の撤去工事と一体で技術面から容易に撤去が可能と認められる部分を除く。）。
 - ② 中間杭・構台杭

本件 IR 施設の底盤以深及び外構部に設置されるH鋼を芯材とするソイルセメント杭及びコンクリート杭（但し、本件 IR 施設の底盤下は大阪湾最低潮位より 2.4メートルの高さ以深、外構部は大阪湾最低潮位より 10メートルの高さ以深に存在する部分に限るものとし、本件 IR 施設の撤去工事と一体で技術面から容易に撤去が可能と認められる部分を除く。）。

③ 反力杭

載荷試験のために設置したH鋼を芯材とするソイルセメント杭（但し、大阪湾最低潮位から 9.0メートルの高さ以深に存在する部分に限る。）。

- (62) 「本件臨港緑地」とは、後記 2 「大阪・夢洲地区（平面図）」記載の臨港緑地のうち、SPC が附帯事業に用いるための施設を整備し、及び運営・維持管理する部分をいう。
- (63) 「本件 IR 区域」とは、本件 IR 施設を設置する一団の土地の区域として、SPC により一体的に管理されるものであって、認定区域整備計画に記載される後記 2 「大阪・夢洲地区（平面図）」記載の区域をいう（IR 区域拡張予定地が本件 IR 区域の一部として追加された場合には、かかる追加された IR 区域拡張予定地を含む。）。
- (64) 「本件 IR 施設」とは、本件 IR 区域に設置されるカジノ施設と IR 整備法第 2 条第 1 項第 1 号乃至第 5 号に掲げる施設から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される同項第 6 号に掲げる施設を含む。また、立地協定（土地所有者）第 8 条の 2 に従い本件拡張予定施設又は本件拡張予定地整備施設が建設及び整備された場合には、本件拡張予定施設及び本件拡張予定地整備施設を含む。）であって、SPC により一体として設置され、及び運営されるものをいう。
- (65) 「本件 IR 施設等」とは、本件 IR 施設と附帯施設を総称していう。
- (66) 「本件 IR 施設の開業」とは、本件 IR 施設の全部開業及び本件 IR 施設の部分開業を総称していう。
- (67) 「本件 IR 施設の全部開業」とは、建築物等の供用及び本件 IR 施設の営業の開始に必要な全ての許認可等の取得及び検査が完了し、認定区域整備計画に記載された本件 IR 施設を構成する全ての施設（但し、当初の認定区域整備計画が変更された場合には、当該変更後の認定区域整備計画において最初の開業時から設置及び運営させるものとして記載された本件 IR 施設を構成する全ての施設をいう。）の営業が開始されたと客観的かつ合理的に認められることをいう。
- (68) 「本事業関連施設」とは、本件 IR 施設、附帯施設及び公共帰属施設を総称していう。
- (69) 「本事業関連書類」とは、募集要項等、本特定合意内容及び本件各整備計画を総称していう。
- (70) 「名目 GDP 変動率」とは、各改定検証日において市により計算される、前回の改定検証日（初回の改定検証日は、当初の区域認定日から 4 年を経過した日以降の直近の 4 月 1 日とする。）の直近において内閣府より公表された名目国内総生産の数値とその次の改定検証日の直近において内閣府により公表された名目国内総生産の数値との間の変動率をいう。
- (71) 「有効活用等」とは、大阪・夢洲地区の全部又は一部を IR 区域とし、SPC 以外の民間事業者と共同して IR 整備法に規定される区域整備計画を作成し、その認定を国土交通大臣に申請するため民間事業者を公募すること、又は、それ以外の方法により、本件土地等や SPC 資産等の有効活用（本件土地等の売却・貸付、本件土地等での設置運営事業以外の事業実施等を含むがそれらに限らない。）を図ることをいう。
- (72) 「立地市町村等」とは、IR 整備法第 6 条第 3 項に定める意味を有する。

- (73) 「IR 関係法令等」とは、IR 整備法、国の定める関係政省令、基本方針及び各種ガイドライン、カジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則並びに府が定める実施方針等をいう。
- (74) 「IR 区域拡張予定地」とは、本実施協定第 61 条の 4 の規定に基づき、本件 IR 区域の一部として追加されることが予定されている後記 2 「大阪・夢洲地区（平面図）」記載の土地をいう。但し、鉄道延伸部（北ルート）建設工事が開削工法による場合においては、鉄道延伸部（北ルート）建設工事に必要となる部分として府が指定する部分を除くものとする。
- (75) 「IR 区域拡張予定地整備計画」とは、IR 区域拡張予定地における本件拡張予定地整備施設の建設・整備の内容及び事業条件等を定めた計画をいう。

2. 大阪・夢洲地区（平面図）



※ 本書作成時点における案であり、IR 関連協定等の締結までの間に、規定内容の本質・根幹に変更が生じない範囲内で表現を修正等することがある。

以上